

令和 7 年度国内需要安定化事業及び沖縄観光グローバル事業 「国内・海外高付加価値旅行プロモーション事業」 企画提案仕様書

1 業務名

令和 7 年度国内需要安定化事業及び沖縄観光グローバル事業「国内・海外高付加価値旅行プロモーション事業」委託業務

2 履行期間

業務委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日まで

3 業務目的

沖縄が持つ豊かな自然や多様な文化、独特な雰囲気を持つ空間や時間などのソフトパワーを活用して富裕層旅行客を取り込むため、国内及び海外富裕層市場に向けたプロモーション、PR を実施し、同市場における沖縄の認知度の向上と誘客に繋がるような販路拡大に取り組む。

また、本委託業務は、観光庁事業「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」沖縄・奄美エリアマスタープラン改訂版（令和 6 年度）に沿って執行すること。

4 ターゲット層

海外富裕層については、観光庁事業「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」沖縄・奄美エリアマスタープラン改訂版（令和 6 年度）に記載されている「欧米豪ラグジュアリー層」をターゲット層とし、国内市場においては潜在的富裕層旅行者。

※ 「富裕層」の定義について、一般的には保有資産 1 億円以上の世帯を指すことが多いが、本事業では上記資産規模にとらわれず、沖縄県内最上級クラスのラグジュアリー宿泊施設に複数日滞在し、ラグジュアリーサービス（プライベートジェットの利用やテラーメイドによる高付加価値体験等）をリピーター利用可能な世帯層を想定している。

5 業務内容

(1) 国内富裕層向けプロモーション、PR

① 県外・海外の旅行会社やメディアの招聘を行い、富裕層向けコンテンツの発掘・商品化及び取引につながる FAM ツアーを実施すること。FAM ツアーの内容については、県内 DMC と共同で企画及び催行とする内容で提案すること。

② 上記①においては、FAM ツアー行程最後に被招聘者と FAM ツアー実施関係事業者と

の振り返り会議を設け、フィードバックを直接共有できる場を設けること。

③ 沖縄県内のラグジュアリートラベル関連事業者ネットワーク形成の推進

過年度に実施した「沖縄県内観光関連事業者ネットワーク」の取組みを参考に、また、上記①や次の(2)と関連させたワークショップ、シンポジウム、セミナー形式のイベントを1回以上開催すること。

上記①で招聘した者と県内事業者との商談会の開催を含む、被招聘者と県内事業者とのネットワーク構築、富裕層市場の情報共有の場となるよう、県内事業者にとって最も効果的な形を提案すること。また、下記(2)の実施結果発表の場にもなるようにプログラムを組むこと。

上記、イベント運営業務として下記を想定すること。

ア イベントプログラムの設定

イ イベントの運営

開催場所の手配、登壇者等の手配（旅費、謝金支払含む）、

イベント開催に向けた対応及びイベント当日の対応

（広報、受付、進行管理、参加者サポート等）

ウ イベント評価

参加者の理解度、要望アンケートの実施、イベント後のフォローアップ等

④ 国内富裕層市場における潜在的旅行者の沖縄観光に対する最新の関心、期待、傾向等を分析し、沖縄来訪意欲を喚起するようなラグジュアリーデスティネーションとしての沖縄の認知を高めるプロモーションや販路開拓に繋がるPR方法を提案すること。

(2) 海外富裕層向けプロモーション

① 海外富裕層向け商談会「ILTM Cannes 2025」への出展

ア 本公募段階において、ILTM Cannes 2025に沖縄県の出展枠を仮押さえしている。本出展枠について、沖縄県に代わり、出展に係る全ての事項（出展本契約、沖縄ブース等のデザイン・装飾、主催者や沖縄からの共同出展者との連絡調整、共同出展者の現地アテンド、開催期間中の事務局運営等）について対応すること。英語及びフランス語の両言語で事務局運営が体制であることが望ましい。

イ 全体予算を勘案しつつ、出展における効果的な沖縄のプロモーション、PR方法について提案すること。

ウ 沖縄ブースは18 m²、4事業者が商談できる広さで想定すること。

エ 会場入場費用を共同出展者4名分及び県事務局2名分の合計6名分を見積ること。参加する共同出展者4事業者の旅費（航空賃、宿泊代等）は、各事業者の自己負担と想定すること。

オ 共同出展者は公募により選定するため、公募要領等の必要資料の準備、関係機関への公募案内、選定会議を行うこと。

カ 共同出展者選定後は、共同出展者と出展までの間に3回程度会議を開催し、出展内容等を調整する場を設けること。

キ 上記(1)③で出展結果を発表するため、発表資料等の準備及び共同出展者との発表内容調整を行うこと。

- ② 新規開拓市場（欧米豪）に潜在的旅行者の沖縄観光に対する最新の関心、期待、傾向等を分析し、沖縄来訪意欲を喚起するようなラグジュアリーデステーションとしての沖縄を広報できる効果的なプロモーション、PR方法を提案すること。

6 成果物

本事業の成果物として、以下を沖縄県に納品すること。

- (1) 事業報告書（印刷版1部、及び電子データ一式）
- (2) 事業報告書概要版（印刷版1部及び電子データ一式）

※ (1)の50%以内のページ数にまとめること

- (3) 県のホームページで公開できるように10ページ以内でまとめた事業報告書
- (4) その他沖縄県が提出を指示するもの

7 企画提案上限額

本業務の提案に際しては、34,500千円（消費税込、諸経費含む）の範囲で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

8 一般管理費

- (1) 一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。
- (2) 一般管理費は、次の計算式により算定すること。

9 業務の再委託

- (1) 再委託の定義

本業務委託仕様書で定める再委託については、契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部または一部について、第三者（準委任含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることをいう。

(2) 第三者への委任又は請負の範囲

【一般管理費の算定方法】

$(\text{人件費} + \text{事業費} - \text{再委託費}(\ast)) \times 10/100$ 以内（小数点以下切捨て）

※ 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

〔請負契約の例〕

機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等

① 本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は、以下のとおりとする。

（ア） 招聘時の旅行手配業務

（イ） 事業実施計画書で事前に具体的に定める業務

（ウ） その他、簡易な業務

② 「５ 業務内容」の履行に必要な物品の仕入れ、役務の提供など、本委託業務を遂行する上で必要な直接経費で、第三者において企画判断や管理運営等を伴わない経費は、需用費、役務費、使用料／賃借料等の中で適切に整理及び管理を行うこと。

【需用費、役務費、使用料／賃借料の例】

受託者の企画判断及び管理運営のもとで発注、又は実施する以下の業務。

（ア） イベントブースの設営

（イ） 資料、物品等の海外発送業務

（ウ） 記事広告の編集及び出稿業務

（エ） 映像編集業務

（オ） デザイン業務

（カ） その他、業務の内容及び履行上、沖縄県が非再委託と判断した業務

(3) 一括再委託の禁止

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせては

ならない。

(4) 契約の主たる部分の再委託の禁止

委託業務の成果に密接に関わる業務など、受託者が履行する必要がある次の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

【契約の主たる部分】

(ア) 契約金額の 50 %を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統轄的かつ根幹的な業務

ただし、業務の履行上、これにより難い特別な事情がある場合は、予め沖縄県と協議の上認めた場合に限り、これと異なる取扱いをすることがある。

(5) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

(6) 再委託の申請及び承認

業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、以下の手続きにより再委託開始予定日の 10 日前までに、「再委託承認申請書」を沖縄県観光振興課に提出し、事前に沖縄県から再委託の承認を受けるものとする（様式については、業務委託契約前の協議時に提示する）。

ただし、以下に該当する場合は、業務の管理運営上、再委託の申請及び承認の手続きを省略できるものとする。

- ① 業務委託契約書案第 2 条に定める、受託者が作成する実施計画書において、再委託先の選定方法、再委託の内容、概算額等の内容が明記された業務で、実施計画の一部として沖縄県が承認したもの。
- ② 契約（請負）額が 100 万円未満で、再委託先において企画判断や管理運営等を伴わない業務
- ③ その他、金額にかかわらず、以下の簡易と認められる業務
 - (ア) 資料の収集、整理
 - (イ) 複写、印刷、製本
 - (ウ) 原稿、データの入力及び集計
 - (エ) その他、沖縄県と協議を行った上で認める簡易な業務

(7) 再委託先との追加契約

企画競争等の所定の手続きを経て契約した再委託先との追加契約は、原則として認めない。ただし、再委託先との契約後に発生した、事前に予期できなかった事由、天災等による不可抗力、緊急性のある対応については、沖縄県と速やかに協議を行い承認した場合に限り、追加契約を認めるものとする。

10 留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は企画提案のために設定したものであり、事業執行のための業務委託仕様書は、業務委託契約前の協議において沖縄県から委託候補者に提示する。
- (2) 委託候補者選定後、企画提案内容を基本としつつ、予算や諸事情を勘案しながら、沖縄県との協議により実施内容を決定する。企画提案内容を全て実施することを保証するものではない。
- (3) 本事業は国庫補助を活用して実施するものであり、受託者は、会計管理にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき、適正に業務及び会計処理を行うこと。
- (4) この他、本仕様書に記載又は定めのない事項については、沖縄県観光振興課との協議により決定又は実施するものとする。

以上